

令和4年8月1日発行

手取川

七ヶ用水

No.97

土地改良区 広報

水管理システム



基幹水利施設予防保全対策事業により更新された「水管理システム」（白山市西新町）

目 次

理事長あいさつ	②
令和3年度通常総代会開催	③
令和4年度予算、賦課金	④
令和4年度決済金、令和2年度財務状況	⑤
事業施工状況	⑥⑦
役員選挙、大日ダム土地改良区連合、水戸明神祭 ..	⑧
国営施設応急対策事業、取水計画、表彰受章	⑨
ヒストリーツアー、事務局構成、職員人事	⑩
七ヶ用水探検ツアー、土地改良区への届出	⑪
秋の停水、お知らせ	⑫



みどり
水土里ネット

水が支える豊かな社会

みどり しちか
水土里ネット七ヶ用水

理事長あいさつ

通常総代会より

手取川七ヶ用水土地改良区

理事長 本屋 彌壽夫



本日ここに、令和3年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席を頂き誠にありがとうございます。今後とも、当土地改良区に対しご協力とご指導を頂きますようお願いいたします。

今ほど、長期勤続表彰を受賞されました、北野工務課長には、日頃より当土地改良区の管理・運営や発電所の運転操作に携わって頂いております。本日の受賞を励みに活躍されますよう、よろしくお願い致します。

さて、今年のかんがい期の用水については、皆様もご承知の通り今年の冬は比較的積雪が多く、大日川ダムは目標の水位が十分に確保されており、かんがい用水は心配ないとのことであります。

また、大日川ダム取水設備改修工事を行う、国営施設応急対策事業「手取川地区」は、今年の秋から本格的な工事に着手するための準備を進めております。

一方、国の農業農村整備事業関係予算では、令和4年度当初予算の4,453億円に令和3年度補正予算として「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策、TPP対策及び米の臨時特別対策として1,832億円を加え、総額で6,285億円となり、大幅に削減された平成24年度予算の約3倍になるとのことです。しかし、これは前年の補正額を併せたものであり、今後は当初予算で確保するため、更に国に働きかけたいと思います。

近年は、台風の大型化や暴風・豪雨災害などが増加しております。七ヶ用水は、食料の安定的な供給を支える重要な施設であるばかりでなく洪水防止機能、水質浄化機能、防火用水などの多面的な機能を有しております。こうした中、当土地改良区では、地域全体の用排水機能を回復し、緊急的に防災・減災対策を講じる「県営土地改良施設豪雨対策事業」が令和2年度から開始されており、新規事業と継続事業を併せて水路改修工事を進めており、令和3年度末には七ヶ用水約140kmの内100kmが改修されます。しかし、管理水路の未施工区間がまだ多く、計画的に取り組んで参りたいと思っております。

最後になりますが、今後とも役職員が一丸となりまして、健全な土地改良区の運営と安定したかんがい用水の供給と施設の維持管理、そして円滑な各種事業の推進に取り組んで参りますので、組合員の皆様、総代各位には、一層の暖かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、通常総代会の開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。



令和3年度 通常総代会開催

令和4年3月25日、グランドホテル白山において令和3年度通常総代会を開催しました。

総代100名（現員数111名）の出席のもと、議長に西川悦生総代（第3分区）を選出し、提出議案26件を慎重審議した結果、原案どおり可決承認されました。



提案理由抜粋

- 定款・規約・会計細則、諸規程の一部改正は、主に土地改良法改正によるものであり、令和4年度から貸借対照表の作成が義務化され、一般会計についても複式簿記に移行するため、会計細則等を一部改正するものです。
- 令和3年度の主な補正としては、適正化事業工事費・修繕費・財政調整繰出金などが増額となり、減額では、県営事業負担金・消費税の減額等です。
- 令和4年度賦課金は、農業情勢を十分に理解し前年度同額とします。
- 農地転用決済金は、県営事業の進捗により微増となり、排水放流負担金は、社会情勢を鑑み前年度据置とします。
- 令和4年度予算は、農村総合整備事業による明島取水門の長寿命化対策を行うものであり、修繕費においても増額となりました。一方減額では、適正化事業工事費と県営土地改良事業の負担金などによるもので、総額では、前年度予算に対し、約1億400万円減額の2億8,800万円です。また、老朽化の著しい水門施設の改修・補修のため、新規事業を行うものであります。
- 昨今の農業情勢をふまえ、その他の経費についても節減を図り、慎重に協議を重ねた結果、本予算案を提出します。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第1号 | 定款等の一部改正について |
| 議案第2号 | 規約の一部改正について |
| 議案第3号 | 会計細則の一部改正について |
| 議案第4号 | 農地転用に伴う決済金特別会計規則の一部改正について |
| 議案第5号 | 農地転用及び転用に伴う決済金規程の一部改正について |
| 議案第6号 | 退職手当準備積立金設置及び管理に関する規程の一部改正について |
| 議案第7号 | 土地改良区財政調整基金の設置、管理及び処分に関する規程の一部改正について |
| 議案第8号 | 土地改良施設災害準備基金の設置、管理及び処分に関する規程の一部改正について |
| 議案第9号 | 排水放流に関する改良工事基金設置規程の一部改正について |
| 議案第10号 | 七ヶ用水発電事業特別会計規則の一部改正について |
| 議案第11号 | 令和3年度一般会計収支予算の補正について |
| 議案第12号 | 令和3年度農地転用決済金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第13号 | 令和3年度土地改良施設災害準備基金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第14号 | 令和3年度土地改良区財政調整基金特別会計収支予算の補正について |
| 議案第15号 | 令和3年度排水放流改良工事基金特別会計支出予算の補正について |
| 議案第16号 | 令和3年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算の補正について |
| 議案第17号 | 大日ダム土地改良区連合議員の選出について |
| 議案第18号 | 令和4年度賦課金の額及び徴収について |
| 議案第19号 | 令和4年度農地転用決済金の額について |
| 議案第20号 | 令和4年度排水放流改良工事負担金の額について |
| 議案第21号 | 令和4年度役員報酬について |
| 議案第22号 | 令和4年度一時借入をするについて |
| 議案第23号 | 令和4年度積立金等の預入先及び運用方法について |
| 議案第24号 | 令和4年度一般会計収支予算について |
| 議案第25号 | 令和4年度七ヶ用水発電事業特別会計収支予算について |
| 議案第26号 | 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業の施行について |

令和4年度予算

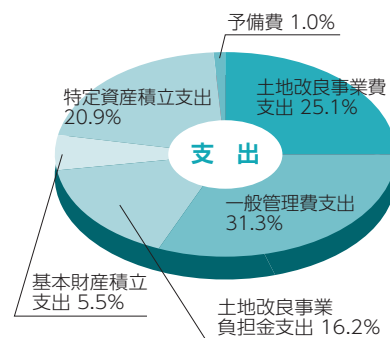
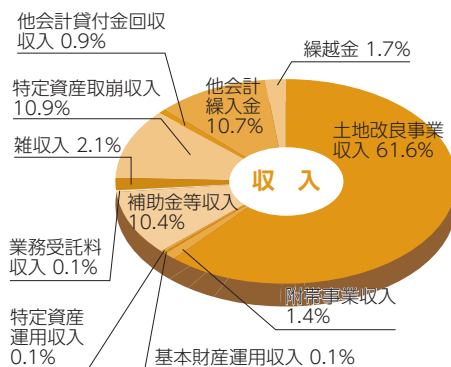
(令和4年3月25日開催 通常総代会議決)

一般会計

収入の部		
(単位：円)		
科 目(款)	予 算 額	前年度比
土地改良事業収入	177,689,500	△24,857,440
附 帯 事 業 収 入	3,920,715	△600,000
基本財産運用収入	177,500	△704,304
特定資産運用収入	252,700	12,343
補 助 金 等 収 入	30,084,100	13,443,900
交 付 金 収 入	100	△9,899,900
寄 付 金 収 入	100	
業務受託料収入	300,000	
雑 収 入	6,004,875	△446,934
借 入 金 収 入	100	
基本財産取崩収入	100	
特定資産取崩収入	31,494,815	△72,017,020
固定資産売却収入	500	400
他会計貸付金回収収入	2,750,000	
他会計繰入金	30,728,252	△288,751
繰 越 金	5,000,000	△8,527,055
収 入 合 計	288,403,357	△103,884,761

支出の部		
(単位：円)		
科 目(款)	予 算 額	前年度比
土地改良事業費支出	72,256,714	△7,766,988
一般管理費支出	90,406,920	1,008,720
土地改良事業負担金支出	46,709,100	△74,365,799
借入金返済支出	100	
支 払 利 息	100,100	
固定資産取得支出	700	600
出資金取得支出	100	△59,900
基本財産積立支出	15,780,900	△444,850
特定資産積立支出	60,288,465	△21,849,175
雑 支 出	100	△100
予 備 費	2,860,158	△407,269
支 出 合 計	288,403,357	△103,884,761

※令和4年度予算より新会計基準に基づき、七ヶ用水発電事業特別会計を除く5つの特別会計は一般会計に含まれ、予算科目等の名称も変更となりました。



七ヶ用水発電事業特別会計

収入

147,423,515円

支出

147,423,515円

令和4年度
賦課金額及び徴収期日

賦 課 金	年額 2,970円／10a当
賦 課 期 日	令和4年4月1日現在
徴 収 期 限	令和4年9月26日
算 出 基 準	1円未満の端数切捨て

令和4年度より賦課金の口座振替による納入については、通帳記帳をもって領収書にかえさせていただきます。

領収書が必要な方は、お手数をおかけしますが、当改良区迄ご連絡をお願いいたします。

令和4年度農地転用決済金

10a 当

167,170円

■内 訳

区 分	10a 当
一般経費に対する決済金	94,407円
県営かんがい排水事業等未施工事業費に対する決済金	51,133円
土地改良施設減価償却に対する決済金	20,237円
繰上償還にかかる決済金	1,393円

■農地転用決済金規程第8条による決済金額

10a 当	119,966円
-------	----------

買収単位3.3㎡当、3,300円未満の該当地は、維持管理費に対する決済金を半額とする。

農地転用決済金とは、土地改良区域内の田を宅地・商工業用地・道路・公共事業用地等、田以外に農地転用する場合、土地改良法第42条「権利義務の承継及び決済」に規定する手続を必要とするもので、土地改良事業に要する残存農地の過重負担額を転用時に一時金として決済するものです。

令和4年度排水放流改良工事負担金

10a 当

154,468円

排水放流改良工事負担金とは、転用後の敷地から雨水等が七ヶ用水管理水路に流れ込むことにより排水量が増加することで、下流域での溢水被害を防止することを目的とし、水路の保全及び改良工事費の一部に充てるため、農地転用の目的と場所により負担金を徴収するものです。

令和2年度財務状況の公表

令和3年度臨時総代会(令和3年10月29日)を開催し、議長に山岸豊光総代(第2分区)を選出し可決承認した。

1. 一般会計収支決算

(単位：円)

収 入 の 部		
科 目 (款)	決算額	構成比 (%)
賦 課 金	135,366,879	52.7
助 成 金	0	0.0
負 担 金	1,450,000	0.6
使用料及手数料	4,294,427	1.7
補 助 金	16,640,000	6.5
交 付 金	10,800,000	4.2
雑 収 入	6,331,731	2.5
借 入 金	0	0.0
寄 付 金	0	0.0
繰 入 金	68,402,262	26.6
繰 越 金	13,381,222	5.2
収 入 合 計	256,666,521	100.0

支 出 の 部		
科 目 (款)	決算額	構成比 (%)
事 務 費	69,257,648	28.5
事 務 所 費	3,738,711	1.5
選 挙 費	68,759	0.1
維 持 管 理 費	71,941,115	29.6
借 入 金	11,589	0.0
負担金及寄付金	54,753,537	22.5
諸 費	11,260,101	4.6
団体営土地改良事業費	0	0.0
災害復旧事業費	0	0.0
繰 出 金	32,108,006	13.2
財 産 費	0	0.0
予 備 費	0	0.0
支 出 合 計	243,139,466	100.0

差引残金 13,527,055円 次年度へ繰越

2. 特別会計決算

(単位：円)

会 計	決算額
農 地 転 用 決 済 金	423,654,630
退 職 手 当 準 備 積 立 金	58,369,088
土地改良施設災害準備基金	336,709,516
土地改良区財政調整基金	146,760,121
排水放流改良工事基金	23,034,696
七ヶ用水発電事業	152,402,177

3. 財産目録

(単位：円)

資 産	
流 動 資 産	49,853,965
特 定 資 産	2,337,597,536
固 定 資 産	200,533,793
備 品	26,915,725
合 計	2,614,901,019

負 債	
長 期 負 債	165,000,000
短 期 負 債	0
退 職 給 与 積 立 金	58,369,088
七ヶ用水発電事業引当金	105,547,580
合 計	328,916,668

4. 賦課面積及び組合員数

賦 課 面 積	4,540ha
組 合 員 数	5,402人

事業施工状況

■かんがい排水事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
中村用水第2四期 H30～R9	3-1号支線	4,490m	1,442,000	213.6m	101,802	510.0m	152,640
北星 H23～R12	4-3号支線 4-6号支線	6,950m	3,373,000	268.9m	162,270	410.0m	204,730
中島用水 H24～R13	6号支線	8,520m	2,783,200	409.0m	157,900	380.0m	203,500
井口 R元～R7	2-1号支線 2-2号支線	1,570m	545,000	221.0m	89,110	472.0m	163,190

※ R4年度にR3年度繰越額を含む

中村用水第2四期地区

(3-1号支線、
田地・坊丸町地内)

着工前



完 成



北星地区

(4-3号支線、平木町地内)

着工前



完 成



中島用水地区

(6号支線、
出合島・上安田町地内)

着工前



完 成



井口地区

(2-2号支線、
日向・井口町地内)

着工前



完 成



■農業水路等長寿命化・防災減災事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
富樫用水 R4～R6	富樫用水 林口川	水門改修・ 補修工33基	230,000	—	—	水門改修・ 補修工12基	80,000

■用排水施設整備事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
郷用水第4 H28～R7	2-1号支線	4,750m	1,875,000	105.1m	100,082	220.0m	181,330
松任南部 H28～R7	5-3号支線	5,570m	1,819,000	207.9m	113,234	323.0m	118,200

※R4年度にR3年度繰越額を含む

松任南部地区

(5-3号支線、吉田町地内)

着工前



完 成



■土地改良施設豪雨対策事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
山島用水 R元～R10	4-5号支線 4-8号支線	5,030m	2,136,000	447.9m	230,068	370.0m	160,000

※R4年度にR3年度繰越額を含む

山島用水地区

(4-5号支線、
北安田・宮丸町地内)

着工前



完 成



■基幹水利施設予防保全対策事業（ストックマネジメント）【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
手取川右岸二期 R元～R5	富樫用水 林口川	2,745.3m	599,000	490.8m	67,517	160.0m	78,466

※R4年度にR3年度繰越額を含む

手取川右岸二期地区

(林口川分水工、
部入道町・新庄地内)

着工前



完 成



■国営造成施設管理体制整備促進事業【県営】

(単位：千円)

地区 工期	水路名	全 体		令和3年度施工		令和4年度計画	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費
七ヶ用水 H30～R4	全 線	一式	133,620	維持管理 安全施設	22,680	維持管理 安全施設	30,768

安全施設

(2-1号支線、上林地内)

着工前



完 成



役員選挙の執行

このたび令和4年10月23日をもって任期満了となる役員選挙が執行されます。

手取川七ヶ用水土地改良区定款の定めによって、「役員は、総代が総代会において選挙する」となっており、役員選挙規程により「役員は、各被選挙区につきその区域に所属する組合員の中から選挙するものとする」としています。

1. 被選挙区役員定数 理事12人（全員） 監事 2人（半数）

2. 被選挙区及び選挙すべき役員の数

被選挙区（被選挙区域）	理事数	監事数
第1被選挙区（旧富樫用水関係区域）	2人	1人
第2被選挙区（旧郷用水関係区域）	2人	
第3被選挙区（旧中村用水関係区域）	2人	
第4被選挙区（旧山島用水関係区域）	3人	
第5被選挙区（旧大慶寺用水関係区域）	1人	1人
第6被選挙区（旧中島用水関係区域）	1人	
第7被選挙区（旧新砂川用水関係区域）	1人	
計	12人	2人

3. 選挙時期

任期満了の日前、60日から10日までに行わなければならない。

令和4年度臨時総代会開催予定 令和4年10月7日

4. 選挙の通知及び公告

期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告する。

5. 候補者の立候補

選挙期日の公告のあった日から、選挙期日の3日前までに書面で届出する。

6. 役員立候補の制限

- ・被選挙区に所属する組合員でなければならない。
- ・理事、監事の重複立候補はできない。
- ・選挙、投票、開票管理者は立候補者になることができない。
- ・選挙、投票、開票立会人は立候補者になることができない。

7. 役員任期

令和4年10月24日～令和8年10月23日（4年）

大日ダム土地改良区連合議員の選出

任期満了に伴う手取川七ヶ用水土地改良区が選出する大日ダム土地改良区連合の議員は、定款第25条により、令和3年度通常総代会において次の方々を選出しました。

本屋彌壽夫	宮西 豊	西田 榮次
東本 政光	竹内 茂男	中川 賢二
辻 恵一	新宅 和幸	小林 溥志
宮西 久信	佐武 憲一	伊藤 健三
澤村 吉之	三浦 秀一	中村 信夫
吉村 清人	山口 正昭	松本 光正
宮岸 孝	安實 吉久	道田 正一
南 光弘	中村 辰男	梅田 勝裕
川向 敏夫	津田 貢	深元 錦成

水利祈願 水戸明神春季祭

5月25日午前10時30分より、五月晴れの中、恒例による水戸明神春季祭を白山町古宮公園内の水戸明神社殿にて、ご来賓、役員・分区長・総代の参列のもと奉斎いたしました。その後、白山比咩神社本宮に於いて、五穀豊穡祈願及び直会が執り行われました。



実り豊かな秋の収穫を祈願して

国営施設応急対策事業「手取川地区」事業着手

大日川ダムは、昭和43年に建設された農業用水の供給に重要な施設であり、冬期の豊富な積雪の融雪水を利用し、手取川扇状地の農地を潤す貴重な資源であり、「あばれ川」として知られる手取川の洪水防止対策の一翼を担っている農業用ダムであります。

建設から半世紀以上が経過し、大日川ダムの取水設備である表面取水ゲートの操作に不具合が生じる事があり、必要な耐震性を有していないことから、国営事業にて取水設備の改修工事に着手する事になりました。

○事業費 3,760,000千円

国営施設応急対策事業「手取川地区」事業実施状況報告

R04. 03

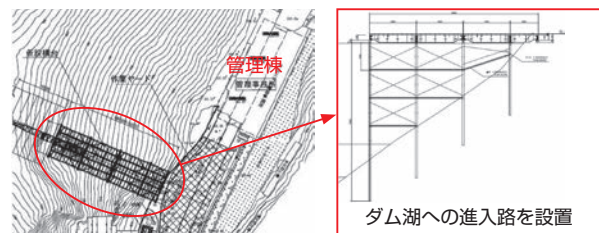
関係市町	石川県金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町（6市1町）
受益面積	7,770 ha
事業目的	取水施設の機能保全対策及び耐震対策を一体的に行うことにより、ダムの農業用水の安定供給及び洪水調整機能等を確保する。
事業工期	令和3年度～令和8年度

事業実施状況	
工事名	工事概要
① R4～7大日川ダム取水設備改修工事（発注手続中）	表面取水ゲート更新、巻上機他の更新、スクリーン更新
② R4～7大日川ダム取水塔改修工事（今年度予定）	取水塔解体・建築
③ R4表面取水ゲート改修仮設準備工事（今年度予定）	仮設準備工

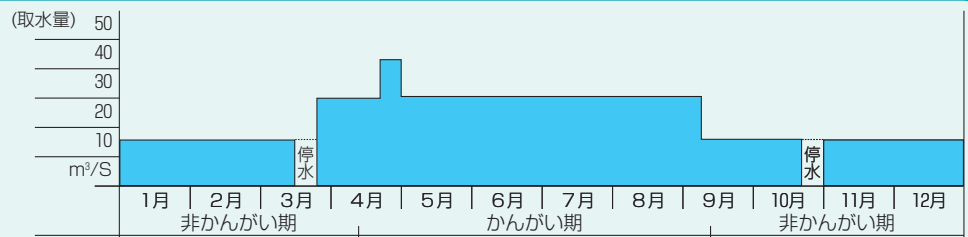
事業スケジュール						
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
法手続	■					
協議		■				
仮設準備工		■				
ゲート設備			■ 工事期間			
取水塔建屋			■ 工事期間			
場内整備工等						■



表面取水ゲート改修仮設準備工事概要イメージ



手取川 七ヶ用水 土地改良区 取水計画



● 期別取水量

区分	期間	かんがい期			非かんがい期	
		4月13日から 4月19日まで	4月20日から 5月3日のうち1週間	4月20日から 9月10日まで	9月11日から 3月19日まで	3月20日から 4月12日まで
白山頭首工に係る最大取水量		30.00 m³/S	42.63 m³/S	30.00 m³/S	13.91 m³/S	30.00 m³/S

● 非かんがい期の通水及び管理について

- ① 9月11日より通水量が毎秒13.91 tとなります。かんがい期の約半分位の水量です。
- ② 通水量が少ないのと同時に、水路工事や橋梁工事等で停水及び減水が行われで迷惑をおかけしますが、火の元には十分ご注意ください。
- ③ 降雨時の洪水を防止するため転倒堰は、なるべく倒しておいて下さい。積雪・融雪等冬季期間の用水堰管理についても地元の皆様のご協力をお願いします。尚、除雪等による用水路への大量の雪捨てはご遠慮願います。（下流部で雪がつまり、水が溢れる事があります。）

長期勤続表彰 工務課長 北野 祐二

表彰規程により、令和3年度通常総代会席上、長期勤続表彰（24年）を授与しました。

世界かんがい施設遺産を学ぶ ヒストリーツアー ～水のトンネルを歩こう～

昨年度に引続き、普段は入ることが出来ない隧道内を一般公開し、施設見学会を開催することで七ヶ用水の歴史や理解を一層深めていただくことを目的とし開催いたします。

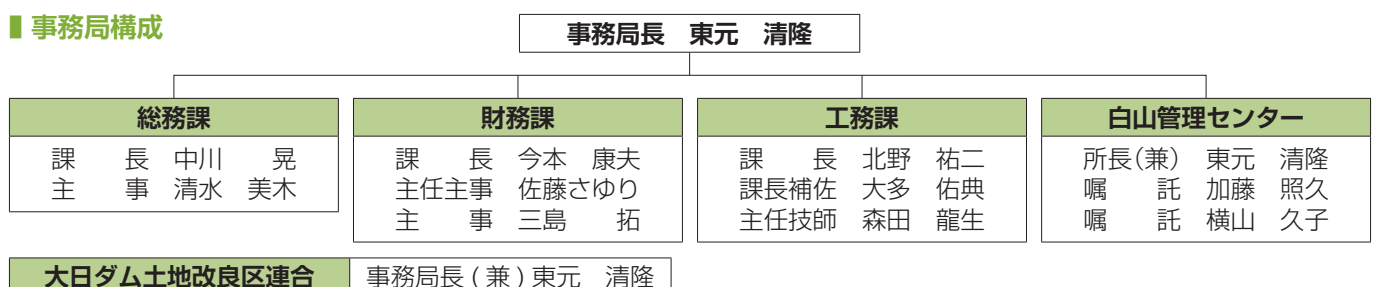
- **開催日** 令和4年10月22日（土）小雨決行
- **集合場所** 白山管理センター（白山市白山町レ53-4）
- **参加資格** 誰でも参加できます。但し、小学生以下は、保護者同伴での参加となります。
（**長靴の着用**と隧道内で使用する**懐中電灯**の持参をお願いします。）
- **日程(内容)** 9：00開会式 ～ 11：00閉会式
2班に分かれヒストリーツアー実施
- **応募方法** 氏名、年齢、連絡先（住所、電話番号）を明記の上、郵送又はFAXして下さい。
ホームページからも申し込みできます。
- **応募期間
及募集数** 10月7日（金）まで
先着50名様 ※定員になり次第締め切らせて頂きます。



応募・問合せは、下記までお願いします

〒924-0871 白山市西新町159-2 手取川七ヶ用水土地改良区（水土里ネット七ヶ用水）
TEL 076-276-1166 FAX 076-276-1167 <http://www.shichika.or.jp>

事務局構成



大日ダム土地改良区連合 事務局長(兼) 東元 清隆

職員 人事

- **退職** 令和4年3月31日付
事務局長 橋本 雅巳
白山管理センター臨時職員 高橋 衛
ご苦労様でした。
- **採用** 令和4年4月1日付
事務局長 東元 清隆
白山管理センター臨時職員 加藤 照久
- **昇進** 令和4年4月1日付
総務課主事 清水 美木（総務課主事補）

七ヶ用水 探検ツアー



七ヶ用水の歴史や枝権兵衛の功績を学ぶと共に、世界かんがい施設遺産に登録された大水門・給水口を巡り、再生可能エネルギーの七ヶ用水水力発電所を見学し、地域用水としての役割や歴史、環境など身近な農業用水を知ってもらうために「七ヶ用水探検ツアー」を開催いたします。



★開催日 令和4年8月20日（土）雨天決行

★集合場所 白山市役所

★対象 小学生（保護者同伴）約20人

★日程(内容) 8:00集合～12:00解散

①白山管理センター（白山町：七ヶ用水の展示施設）

②大水門・給水口（百数年前の歴史的な水利施設で世界かんがい施設遺産登録）
～七ヶ用水の父「枝権兵衛」にふれる～

③獅子吼高原（ゴンドラで山頂へ！手取川扇状地を一望）

④七ヶ用水発電所（川北町中島：農業用水を有効利用した環境にやさしい発電施設）

★応募方法 氏名、年齢、連絡先（住所、電話番号）を明記の上、郵送又はFAXして下さい。
ホームページからも申し込みできます。

★応募期間 8月15日（月）まで ※定員になり次第締め切らせて頂きます。

応募・問合せは、下記までお願いします

〒924-0871 白山市西新町159-2 手取川七ヶ用水土地改良区（水土里ネット七ヶ用水）
TEL 076-276-1166 FAX 076-276-1167 <http://www.shichika.or.jp>

白山管理センター視察・見学案内

白山市白山町古宮公園内にある白山管理センターは、取水制御と幹線水路の管理業務を行っています。2階の展示室には、七ヶ用水の父「枝権兵衛」の偉業を紹介するコーナーや七ヶ用水の歴史と役割について、解りやすくパネル展示してあります。また、歴史的な水利施設で、世界かんがい施設遺産に登録された「大水門・給水口」も見学できます。

小学生の課外学習や一般、団体の皆様に利用されていますので、お気軽にお越し下さい。

（団体の場合は事前にご連絡願います）

開館 平日、午前9時～午後5時（土日祝は、団体に限りご相談に応じます）

連絡先 手取川七ヶ用水土地改良区 TEL 076-276-1166、白山管理センター TEL 076-272-1054

知っていますか？

必ず届け出が必要です！

組合員資格変更の届け出

簡単な手続きです。組合員名(封筒の宛名)を確認して下さい。

- 組合員の死亡により、農地を相続した場合
- 住所や組合員名を変更する場合
- 農地の売買、贈与、交換等で名義変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

自己申告
です

お気づきの点がございましたら、
お気軽にお問い合わせを

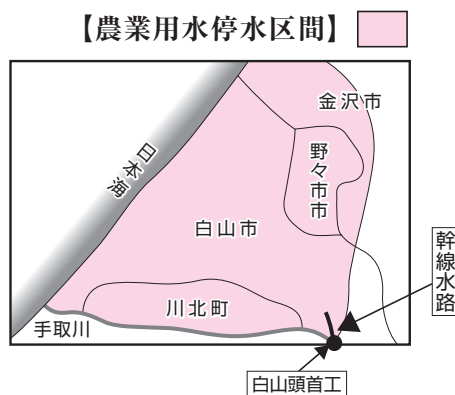
農地の転用にも転用申請・決済金が必要です

〔土地改良法第42条2項〕

- 農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地改良区の土地台帳から賦課面積を削除できませんので、毎年そのまま賦課金がかかります。
- 公共事業（道路・公園・河川・建物等）用地として転用される農地についても、転用決済金の納付が義務づけられています。
- 特に公共道路の転用申請が遅れている所が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約調印の際は、転用申請、転用決済金等の問題も十分協議し、必ず土地改良区へ申請するようお願いします。

農業用水の停水について

幹線水路の定期点検及び修繕工事のため、
下記期間、七ヶ用水の全区間において農業用水
が停水になります。停水期間中の火災事故防
止にご協力をよろしくお願いいたします。



**10月10日(月)午前10時から
11月10日(木)午後5時まで**

上記32日間、農業用水が停水します。

危 用水転落事故防止！



水量の多い時期です
ので、水路の危険な所
へ近づかないようにして
下さい。
特に、子供やお年寄
りを水の事故から守る
ため、皆さんで充分注
意しましょう！

用水路に物やゴミを
捨てないで下さい。

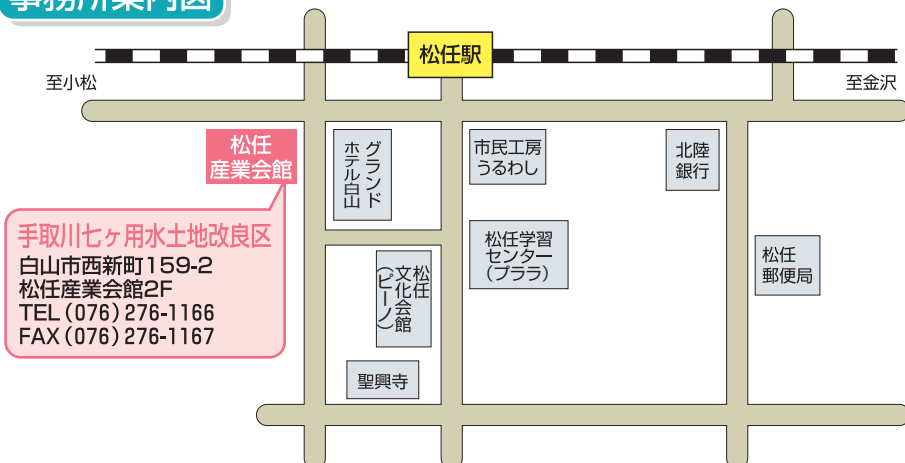
水路堤で物を
焼却したり
放置したり
しないでください。

組合員名を 確認しましょう！

広報送付宛名、賦課金
告知書等で、現組合員名
を必ず確認して下さい。

変更がある場合は、土
地改良区運営上、支障が
ありますので速やかにお
申し出下さい。

事務所案内図



★手取川七ヶ用水土地改良区広報

No.97

発行／令和4年8月1日

発行所／手取川七ヶ用水土地改良区

〒924-0871

白山市西新町159-2

松任産業会館2F

TEL: (076) 276-1166

FAX: (076) 276-1167

ホームページアドレス

//www.shichika.or.jp

印刷／ヨシダ印刷株式会社